

# 「第7期 富山市障害福祉計画

## 第3期 富山市障害児福祉計画」の策定について

### I 総 論

#### 1 障害福祉計画と障害児福祉計画

これらの計画は、富山市の障害者施策全般の基本的事項を定めた「第4次富山市障害者計画」（令和3年度～令和8年度）の福祉サービス分野における後期実施計画としての性格を有しており、国（厚生労働省・こども家庭庁）の「基本指針」（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）に基づき、3年ごとに、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の成果目標や見込量等を示すものです。

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

| 項目            | 根拠規定                | 計画の性格                                                                  | R<br>3            | R<br>4 | R<br>5 | R<br>6            | R<br>7 | R<br>8 |
|---------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------|--------|-------------------|--------|--------|
| 障 害 者<br>計 画  | 障害者基本法<br>第 11 条    | 国の障害者基本計画および都道府県障害者計画を基本としつつ、本市の障害者の状況等を踏まえた障害者の施策に関する基本的な計画（基本計画・方向性） | 第4次<br>富山市障害者計画   |        |        |                   |        |        |
| 障害福祉<br>計 画   | 障害者総合支援法<br>第 88 条  | 国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関して定める計画（実施計画・数値目標）           | 第6期富山市<br>障害福祉計画  |        |        | 第7期富山市<br>障害福祉計画  |        |        |
| 障 害 児<br>福祉計画 | 児童福祉法<br>第 33 条の 20 | 国の定める基本指針に即して、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関して定める計画（実施計画・数値目標）              | 第2期富山市<br>障害児福祉計画 |        |        | 第3期富山市<br>障害児福祉計画 |        |        |

#### 2 基 本 理 念

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現をめざして

#### 3 基 本 方 針

- (1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障害の種別によらないサービス等の提供
- (3) 個々の課題に対応したサービス提供体制や生活の場の整備
- (4) 障害のある人の就労などの社会参加を支える取り組み
- (5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

### II 本市の現状

| 項目（単位：人）                        | 平成30年  | 令和5年   |
|---------------------------------|--------|--------|
| (1) 障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）     |        |        |
| 身体障害者手帳                         | 19,306 | 17,437 |
| 療育手帳                            | 2,957  | 3,295  |
| 精神障害者保健福祉手帳                     | 2,716  | 3,825  |
| (2) 障害福祉サービス支給決定者の推移（各年3月31日現在） |        |        |
| 障害福祉サービス支給決定者                   | 2,928  | 3,333  |
| 障害児通所支援支給決定者                    | 816    | 1,426  |

## 1 成果目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

| 区 分                | 数 値   | 備 考                                        |
|--------------------|-------|--------------------------------------------|
| 【基準】 令和4年度末の施設入所者数 | 436 人 |                                            |
| 地域生活移行者数           | 4 人   | 令和4年度末の全施設入所者数のうち、令和8年度末までにグループホーム等へ移行する人数 |
| 施設入所者減少数           | 1 人   | 令和4年度末の全施設入所者数から令和8年度末までに減少する人数            |

※ 地域生活への移行とは、入所施設からグループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域づくりを進めるための保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を年1回開催します。

### (3) 地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等の有する機能を確保しつつ、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、富山市障害者自立支援協議会において、年1回、その運用状況を検証、検討します。
- ・強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、富山市障害者自立支援協議会等を通じて、支援体制の整備に取り組みます。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

| 区 分                      | 数 値                | 備 考                                                |
|--------------------------|--------------------|----------------------------------------------------|
| 【基準】<br>令和3年度の年間一般就労移行者数 | 59 人               | 就労移行支援事業から28人<br>就労継続支援A型事業から21人<br>就労継続支援B型事業から7人 |
| 目標年度の年間一般就労移行者数          | 76 人<br>(基準の1.28倍) | 令和8年度に福祉施設を退所して一般就労する人数                            |
| うち就労移行支援事業利用者分           | 37 人<br>(基準の1.31倍) | 令和8年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数                       |
| うち就労継続支援A型事業利用者分         | 27 人<br>(基準の1.29倍) | 令和8年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数                     |
| うち就労継続支援B型事業利用者分         | 9 人<br>(基準の1.29倍)  | 令和8年度に継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数                       |

- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を全体の「5割以上」とします。
- ・就労定着支援事業の利用者数を令和3年度（29人）の1.41倍の「41人」とします。
- ・就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の「2割5分以上」とします。

### (5) 相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。
- ・富山市障害者自立支援協議会等を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制の確保に努めます。

## (6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

- ・ 障害福祉サービス事業者等への集団指導等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などを行うことにより、サービスの質の向上を図ります。

## 2 障害福祉サービスの見込量

### (1) 訪問系サービス \*利用者数（人／月）

| サービス   |                                          | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 居宅介護   | 居宅で介護や家事等の援助を行う                          | 360   | 373   | 387   |
| 重度訪問介護 | 重度の障害のある人の在宅・入院時に長時間にわたる介護や移動中の介護を総合的に行う | 21    | 22    | 23    |
| 同行援護   | 視覚障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や介護等の援助を行う    | 37    | 37    | 37    |
| 行動援護   | 行動上著しい困難を有する人の外出時の介護や危険を回避するための必要な援護等を行う | 31    | 34    | 37    |

### (2) 日中活動系サービス \*利用者数（人／月）

| サービス       |                                       | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|---------------------------------------|-------|-------|-------|
| 生活介護       | 施設で介護や創作的活動等を行う                       | 925   | 929   | 934   |
| 自立訓練（機能訓練） | 身体機能の維持、回復等を行う                        | 8     | 8     | 8     |
| 自立訓練（生活訓練） | 生活能力の維持、向上等を行う                        | 41    | 42    | 42    |
| 就労選択支援     | 適性等に合った就労先や働き方等の選択の支援を行う【令和7年度から開始予定】 | —     | 16    | 18    |
| 就労移行支援     | 一般就労に必要な知識・能力向上の訓練等を行う                | 81    | 85    | 89    |
| 就労継続支援（A型） | 雇用契約等に基づく就労機会等の提供により知識・能力向上の訓練等を行う    | 584   | 589   | 594   |
| 就労継続支援（B型） | 就労機会等の提供により知識・能力向上の訓練等を行う             | 1,050 | 1,106 | 1,166 |
| 就労定着支援     | 一般就労後の必要な連絡調整、助言等を行う                  | 36    | 38    | 41    |
| 療養介護       | 医療機関併設の施設で看護や機能訓練等を行う                 | 95    | 96    | 96    |
| 短期入所       | 施設へ短期間入所し、介護等を受ける（ショートステイ）            | 99    | 109   | 120   |

### (3) 居住系サービス \*利用者数（人／月）

| サービス   |                                        | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|----------------------------------------|-------|-------|-------|
| 自立生活援助 | 地域移行を支援するため定期的な巡回訪問や随時の対応などにより必要な援助を行う | 6     | 6     | 6     |
| 共同生活援助 | 共同生活を営む住居（グループホーム）で介護や相談等の援助を行う        | 429   | 449   | 469   |
| 施設入所支援 | 施設に入所して介護等の援助を受ける                      | 436   | 436   | 435   |

### (4) 相談支援 \*利用者数（人／月）

| サービス   |                          | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|--------------------------|-------|-------|-------|
| 相談支援   | サービス等利用計画の作成や見直しのための相談支援 | 850   | 875   | 902   |
| 地域移行支援 | 地域生活に移行するための相談支援         | 2     | 2     | 2     |
| 地域定着支援 | 常時の連絡体制や緊急時の相談支援         | 51    | 53    | 55    |

### 3 地域生活支援事業の見込量

#### (1) 必須事業

| サービス                              |         |           | 令和6年度                                                                      | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------------------|---------|-----------|----------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 理解促進研修・啓発事業                       |         |           | 障害のある人への理解につながる研修・啓発などを通じて、地域住民への働きかけを強化します。                               |       |       |
| 自発的活動支援事業                         |         |           | 障害のある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、障害のある人等が自立した生活をおくることのできる社会の実現を図ります。 |       |       |
| 相談支援事業                            |         |           | 障害者相談支援事業と基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業に取り組みます。                              |       |       |
| 成年後見制度利用支援事業<br>(上段：市長申立 下段：費用助成) |         | 利用者数（人／年） | 8                                                                          | 9     | 10    |
|                                   |         |           | 34                                                                         | 38    | 42    |
| 成年後見制度法人後見支援事業                    |         |           | 後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、後見活動を支援します。                           |       |       |
| 意思疎通支援事業                          | 手話通訳者派遣 | 派遣回数（人／月） | 33                                                                         | 34    | 35    |
|                                   | 要約筆記者派遣 | 派遣回数（人／月） | 3                                                                          | 4     | 5     |
|                                   | 手話通訳者設置 | 設置力所（力所）  | 1                                                                          | 1     | 1     |
| 手話奉仕員養成研修事業                       | 入門講座    | 修了者数（人／年） | 40                                                                         | 40    | 40    |
|                                   | 基礎講座    | 修了者数（人／年） | 20                                                                         | 20    | 20    |
| 日常生活用具給付等事業                       |         | 利用者数（件／月） | 815                                                                        | 815   | 815   |
| 移動支援事業                            |         | 利用者数（人／月） | 71                                                                         | 76    | 81    |
| 地域活動支援センター機能強化事業                  |         | 利用者数（人／年） | 420                                                                        | 420   | 420   |

#### (2) 任意事業

| サービス       |           |            | 令和6年度                                           | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-----------|------------|-------------------------------------------------|-------|-------|
| 訪問入浴サービス事業 |           | 利用者数 (人/月) | 4                                               | 4     | 4     |
| 日中一時支援事業   |           | 利用者数 (人/月) | 176                                             | 187   | 197   |
| 生活訓練等支援事業  |           |            | 日常生活上必要な訓練や指導等を行うため、知的障害者福祉事業、精神障害者支援事業等を実施します。 |       |       |
| 社会参加支援事業   | スポーツ教室等開催 | 開催回数 (回/年) | 650                                             | 650   | 650   |
|            | 点字広報等発行   | 発行点数 (点/年) | 25                                              | 25    | 25    |
|            | 奉仕員養成研修開催 | 開催回数 (回/年) | 20                                              | 20    | 20    |
|            | 運転免許証取得助成 | 助成件数 (人/年) | 1                                               | 1     | 1     |
|            | 自動車改造費助成  | 助成件数 (人/年) | 15                                              | 15    | 15    |

## Ⅳ 第3期富山市障害児福祉計画

### 1 成果目標

#### (1) 障害児通所支援の提供体制の整備等

- ・ 富山市恵光学園と障害児通所支援事業所等との連携や保育所等訪問支援等を活用した支援体制の強化に努め、地域における共生社会を推進する体制の構築を図ります。
- ・ 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所2カ所の確保を図ります。
- ・ 主に重症心身障害のある児童を支援する放課後等デイサービス事業所5カ所の確保を図ります。
- ・ 富山市障害者自立支援協議会における、保健・医療、障害福祉、保育、教育等の関係者によるこども発達支援ワーキングにおいて、医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、コーディネーター1人を配置します。

### 2 障害児通所支援等の見込量

#### (1) 障害児通所支援 \*利用児数（人／月）

| 区 分         |                                        | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|----------------------------------------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援      | 未就学の児童に集団療育や個別療育を行う                    | 470   | 512   | 558   |
| 放課後等デイサービス  | 就学している児童の放課後や夏休み等の学校の休業日に生活能力向上の訓練等を行う | 1,021 | 1,102 | 1,190 |
| 保育所等訪問支援    | 訪問支援員が児童の通う保育所等を訪問し、専門的な助言等を行う         | 20    | 25    | 30    |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 外出が著しく困難な児童の居宅を訪問して個別療育を行う             | 1     | 1     | 1     |

#### (2) 障害児相談支援等 \*利用児数（人／月）

| 区 分                  |                                                | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------|------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 障害児相談支援              | サービスの利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等を行う相談支援            | 484   | 518   | 554   |
| 医療的ケア児支援<br>コーディネーター | 医療的ケアを必要とする児童への支援の総合調整を行うコーディネーターを配置 *見込量は配置人数 | 1     | 1     | 1     |

## V 計画の推進に向けて

### 1 推進体制

第7期富山市障害福祉計画・第3期富山市障害児福祉計画の推進にあたっては、富山市障害者自立支援協議会において、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供状況について協議するとともに、障害者団体・事業者・関係機関及び庁内の関係部署などと緊密に連携し、障害のある人の支援やその体制整備を図ります。

### 2 進捗管理

第7期富山市障害福祉計画・第3期富山市障害児福祉計画に示す成果目標については、毎年、進捗を把握し、分析・評価を行い、その結果を富山市障害者自立支援協議会に報告します。

なお、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の見込量については、適宜、進捗の把握に努めます。

また、成果目標の分析・評価の結果や富山市障害者自立支援協議会における協議、国の障害者施策の動向などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。